

大宮一丁目自治会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 目 的

本会は民主的団体として、会員相互の親睦と地域の保安を主眼とし、環境と福祉の精神向上を図り住み良い街造りを目的とする。

第 2 条 名 称

本会は大宮一丁目自治会と称する。

第 3 条 事 務 所

本会は事務所を会長宅に置く。

第 4 条 地 域

本会は区域を大宮一丁目（隣接地域の一部を含む）とする。

第 5 条 解散と会則の変更

本会は解散又は会則の変更は総会の決議を要する。

第 2 章 活 動

第 6 条 本会は第 1 条目的を達成するため次の活動を行う。

1. 防災。本会が防災会として杉並防災会に協力する。
会員相互協力の理念に基づき、非常時に役立つ組織の構成、知識と意識の高揚に防災訓練を実施する。
2. 防火。防災の防火担当。消防署防火協会に協力する。
町内設置の消火器、ポンプの点検と防火知識の普及および町内警戒。
3. 防犯。防災の防犯担当。警察署防犯協会に協力する。
町内街路灯の維持管理と防犯知識の普及および町内警戒。
4. 社会福祉事業への協力。町内福祉特に寝たきりの人、独人暮らしのお年寄宅へのサービスを考え、防災非常時の避難隊、救護隊の編成を推進する。
5. 教育。少年少女の育成に育成委員会に協力し、家庭、学校、地域が一体となり、問題に当る。地域教育の充実を図る。
6. 環境衛生。ごみ問題に意識、知識を高め清掃事業に協力し美しい街造りを推進する。
7. 交通の安全。歩行者、自転車、自動車、お互いにルールを守り地域内無事故を目指し、警察と交通安全協会に協力する。
8. 隣接町会、町会連合会、関連諸団体と協力する。
9. 情報。掲示板、回覧板等で各種情報を広報する。
10. その他、本会の目的に必要な活動。

第 3 章 会 員

第 7 条 入会を強要することはできない。

1. 正 会 員 第 4 条地域に居住又は営業する全世帯
2. 特別会員 地域内アパート、マンション、寮の所有者（経営者）。
地域内居住者は正会員となる。
地域外居住者は賛助会員となる。
3. 賛助会員 本会の目的活動に賛同し、本会を後援する篤志者（個人、法人、団体）。尚、議決権及び役員となる権利を有さない。

第 8 条

1. 入 会 入会申込書を班長を通じ会長宅提出する。
2. 脱 会 地域外転出、又は申し出が生じたとき班長は会長宅通知する。
3. 除 名 1 年以上理由なく会費を納めないとき、又本会の目的に著しく反する行動、名誉を損なった時。理事会の決議で除名することができる。

第 9 条 会 費 （会費は年度始めに全納を原則とする。）

1. 正 会 員 月会費 200 円。但し途中入会の場合月割とする。
2. 特別会員 応 分
3. 賛助会員 応 分

第 4 章 役 員 と 職 務

第 10 条

1. 会 長 1 名 本会を代表し、会務を統括し全ての責任者となる。
2. 副 会 長 若干名 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 会 計 若干名 本会の予算、決算及び金銭出納を管理する。
4. 監 査 2 名 会員を代表し、会務、会計を監査し総会に於いて報告する。
常任理事 若干名 会務の審議、執行にあたる。
6. 理 事 若干名 会務の執行にあたる。
7. 班 長 若干名 会費の集金、回覧広報等班のまとめ役。
8. 相談役、顧問 若干名

第 11 条 資 格

本会の正会員及びその家族で成年者であること。
尚、本会の役員は全て名誉職とする。

第 12 条 選 出

1. 会長、会計、監査は総会において選出する。
選出方法は選考委員、推薦、選挙いずれかとする。
2. 副会長 会長が常任理事会に諮り委嘱する。

3. 理事、常任理事 自薦、他薦を問わず常任理事会で話し合い、会長が委嘱する。
4. 班長 各班にて輪番制、又は話し合いで選出する。
5. 相談役、顧問については会長が委嘱する。

第 13 条 任 期

班長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

他の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

補欠及び途中就任の場合は改選期までの残余期間とする。

任期満了後でも後任者の就任までは、責任あるものとする。

第 5 章 会 議

第 14 条 本会の会議は定足数を定めず、議決権は各人 1 個とし出席者の過半数の賛否を持って決する。但し同数の場合は会長の判断とする。

特に緊急を要する場合の他、会議の目的を明示し会場を定め 5 日以内にその構成員に告知する。

1. 常任理事会 会長、副会長、会計、監査、常任理事で構成し、会長これを招集し毎月 1 回以上会務を審議その推進にあたる。
会長は必要と判断した理事、班長を参加させることができる。
2. 理事会 会長が招集する。理事は理事会の招集要請をすることができる。
3. 班長会 会長が招集する。班長は班長会の招集要請をすることができる。
4. 部会、小委員会
 - イ 各部会に於いて部長が、その構成員を招集し活動遂行会議をすることができる。但し部長は会議結果（内容）を会長へ報告するものとする。
 - ロ 会長は必要に応じ小委員会を設け、研究協議させることができる。
 - ハ 部長の要請により、他の部門関係者を加え活動会議するときは会長これを招集する。

第 15 条 総 会

全会員を以って構成し、会長これを招集し議長となる。

1. 定時総会 毎年、年度終了後 2 ヶ月以内に開く。
2. 臨時総会 緊急決議を必要とするとき開く。

第 6 章 会 計

第 16 条 本会の運営費用は、会費、寄付金、交付金、利子他の収入で賄う。

第 17 条 本会の什器備品、財産で資産価値の有る物は資産台帳に登録して管理する。

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終る。

1. 予 算 年度開始前に常任理事会で審議し会計が作成する。
2. 決 算 会計が作成し監査役の意見を付し常任理事会に諮る。

3. 承認 定期総会に提出、その承認を得るものとする。

第 7 章 附 則

第 19 条 細則、又は内規の必要があるときは常任理事会の決議を以って、定めることができる。

内 規 1. 慶弔規定

- 会員及び同居家族の死去 5000 円
(返礼はしないこと。)
- 葬儀の手伝い
要請によりお手伝いする。但しお礼は無しを原則とする。
- 会員の家族の新生児 お祝い品
- 会員の家族の小学校入学児 お祝い品
- 会員の家族の新成人 お祝い品
- 会員又はその家族で敬老年齢にある人 お祝い品
- 会員又はその家族で町の名誉に貢献した人
常任理事会で検討結果、総会時に表彰する。
- 当会役員として永年活動し退任する人
常任理事会で功労を検討する。

附 記 会則の総会決議事項

- 平成 11 年 6 月 5 日 全部改定
新会則を平成 11 年度より施行。
- 平成 12 年 5 月 27 日 一部改定 第 9 条 1. 正会員。
年会費 1,200 円、改定 月会費 200 円とする。
(但し平成 13 年度より実施)